

(別 紙)

義務教育予算の拡充及び子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める意見書（案）

憲法の要請に基づく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国が責任を持って必要な財源を措置する義務教育費国庫負担制度は、2006年に国庫負担の割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体の財政を圧迫している。現在の義務教育に求められているのは、一人ひとりに行き届いた教育が行われることであり、学校現場の課題が複雑化・困難化する中、子どもたちの豊かな学びと育ちを実現するには、国による財源の保障が必要である。

かつては対象であった教材費等は、1985年に対象外とされ、現在も地方財政措置による一般財源としての措置となっている。義務教育の水準が各自治体の財政力に左右されることなく安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところである。

学校現場では、教育のICT化が急速に進められ、一人一台端末が整備されたものの、ソフトの導入や周辺環境の整備に対する地方財政措置は、一部に限られており十分ではない状況である。より適した学習用教材の活用や周辺機器の充実、システムの更新など、教育環境の水準の維持向上に当たって自治体間格差を生じさせないようにするためにも、地方財政措置ではなく、国庫負担による財源の確保が必要である。

さらに、2021年8月改正の学校教育法施行規則に新たに定められた情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員、あるいは学校図書館法に定められている学校司書についても地方財政措置はあるものの各自治体の一般財源となる措置であることから、結果として自治体間格差が生じ、教育水準と機会の均等が図られているとは言えない状況となっている。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないよう、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、措置の対象の拡充が求められる。

よって、国においては、子どもたちの教育環境を改善していくため、地

方自治体の教育行政の充実に向けた義務教育予算の拡充を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 12 月 日
高 松 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

} 宛